

2 つ の 給 付 金

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

〈イメージ〉

対象者

住民税（均等割）が課税されていない人

- ・扶養者が課税されている場合
- ・生活保護の受給者 などは対象外

両方とも受給可

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

対象者

中学生以下の児童がいる子育て世帯

高所得世帯

※平成27年度は、2つの給付金の両方の要件に該当する人については、両方とも受け取ることができます。

申請方法

臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
申請・問合せ先 平成27年1月1日時点で住民票がある市町村が申請先となります。 ☎福祉課社会福祉係(☎内線1153) ☎保健福祉課福祉子ども係(☎393-7070 (直通))	平成27年6月分の児童手当を支給する市町村が申請先となります。 ☎子ども課子ども育成係(☎内線1164) ☎保健福祉課福祉子ども係(☎393-7070 (直通)) ※公務員の方は、基準日(平成27年5月31日)時点で住民票のある市町村が申請先となります。勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください。
申請期間	
9月1日(火)～平成28年1月29日(金) (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)	6月8日(月)～12月8日(火) (土・日曜日、祝日を除く)
提出書類	
申請書(対象者と思われる人あてに、8月下旬頃郵送いたします。)	申請書(対象者と思われる人あてに、6月上旬に児童手当・特例給付現況届とあわせて、郵送しております。)
本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証、パスポートなど)の写し	
指定した口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカード)の写し 子育て世帯臨時特例給付金については、児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。	

ご 注 意

- 原則として、申請期間外の申請や申請先と異なる市町村への申請は受け付けられません。
- 申請期間などは、各市町村により異なります。安中市以外が申請先となる人は、事前にその市町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 平成26年度に支給した給付金については、申請期間が終了しているため、受け付けることはできません。